

## 指針の構成のイメージ(たたき台案)

### 第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
  - (1) 保育所の役割
  - (2) 保育の目標
  - (3) 保育の方法
  - (4) 保育の環境
  - (5) 保育所の社会的責任
  
- 2 養護に関する基本的事項
  - (1) 養護の理念
  - (2) 養護に関わるねらい及び内容
    - ※「生命の保持」「情緒の安定」について記載
  
- 3 保育の計画及び評価
  - (1) 全体的な計画の作成
  - (2) 指導計画の作成
  - (3) 指導計画の展開
  - (4) 保育内容等の評価
  - (5) 評価を踏まえた計画の改善
  
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項
  - (1) はぐくみたい資質・能力
  - (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
    - ※各幼児教育施設で共有すべきイメージについて記載

### 第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
  - (1) 基本的事項
    - ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載
    - ※「養護と教育が一体となって展開」される旨を記載
  - (2) ねらい及び内容
    - ※「健やかに育つ」「気持ちを通じ合う」「感性が育つ」という視点
    - ※「内容の取扱い」についても記載
  - (3) 保育の実施に関わる配慮事項
  
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
  - (1) 基本的事項
    - ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載
    - ※「養護と教育が一体となって展開」される旨を記載
  - (2) ねらい及び内容
    - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点
    - ※「内容の取扱い」についても記載
  - (3) 保育の実施に関わる配慮事項

## 3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容

### (1) 基本的事項

※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載

※「養護と教育が一体となって展開」される旨を記載

### (2) ねらい及び内容

※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点

※「内容の取扱い」についても記載

### (3) 保育の実施に関わる配慮事項

## 4 保育の実施に関して留意すべき事項

### (1) 保育全般に関わる配慮事項

### (2) 小学校との接続

### (3) 家庭及び地域社会との連携

## 第3章 健康及び安全

### 1 子どもの健康支援

#### (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

#### (2) 健康増進

#### (3) 疾病等への対応

※食物アレルギー等への対応に関して追記

### 2 食育の推進

#### (1) 保育所の特性を生かした食育

#### (2) 食育の環境の整備等

### 3 環境及び衛生管理並びに安全管理

#### (1) 環境及び衛生管理

#### (2) 事故防止及び安全対策

※重大事故が発生しやすい場面について追記

(睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等)

### 4 災害への備え

#### (1) 施設・設備等の安全確保

#### (2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

#### (3) 地域の関係機関等との連携

## 第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
  - (1) 保育所の特性を生かした子育て支援
  - (2) 子育て支援に関して留意すべき事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
  - (1) 保護者との相互理解
  - (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援
  - (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援
  - (1) 地域に開かれた子育て支援
  - (2) 地域の関係機関等との連携

## 第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
  - (1) 保育所職員に求められる専門性
  - (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組  
※キャリアパスを見据えた研修機会の充実・体系化について記載
- 2 施設長の責務
  - (1) 施設長の責務と専門性の向上
  - (2) 職員の研修機会の確保等
- 3 職員の研修等
  - (1) 職場における研修
  - (2) 外部研修の活用
- 4 研修の実施体制等
  - (1) 体系的な研修計画の作成
  - (2) 組織内での研修成果の活用
  - (3) 研修の実施に関する留意事項